

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

見積る契約金額（税込額）の100分の5以上とし、入札保証金額が不足する場合の入札は無効となる。

2 入札保証金の納付と還付

(1) 納付方法

- ① 入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、当所総務班に提出する。
（FAXで送信する場合は、電話で当所に受信確認を行うこと。また、後日原本を提出すること。）

提出期限：令和7年8月29日（金）午後5時まで

- ② 納付書は、申請から最短で翌日（土日、休日の場合はその翌日）の発行となる。
発行後、入札参加者又はその法人の担当者へ連絡するので、受け取りに来ること。
- ③ 最寄りの金融機関で入札保証金を納める。
- ④ 納付先の金融機関から領収書を受け取る。
- ⑤ 入札前（令和7年9月2日（火）正午）までに当所総務班担当者へ領収書の写しを提出する。

(2) 還付方法

- ① 落札しなかった場合は、入札保証金還付請求書を当所総務班まで提出すること。
- ② 落札した場合は、納付すべき契約保証金（※）に充当する。充当しない場合は、①の入札保証金還付請求書を当所総務班まで提出すること。契約保証金を徴収後、入札保証金を還付する。

※ 落札した場合、契約保証金として契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上を契約締結前に納付する必要があります。

3 入札保証金の免除

- (1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に沖縄県を保険者とする入札保証保険契約を締結し、下記期限までにその証書を提出した場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、これを全て誠実に履行したものがある場合。